

## アスレティックトレーナーコース申請基準

### 1. 承認校について

講習・試験免除適応コース（以下「免除適応コース」という。）の承認については、次に掲げる学校にて行われるものであることとする。

「学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校とする。但し、専修学校の場合は2年以上の専門課程とする。」

### 2. 申請に関する事項

- (1) アスレティックトレーナーコースを申請しようとする学校は、「免除適応コース申請書」（以下「申請書」という。）を、日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が定める期日までに本会に提出すること。
- (2) 申請書の提出にあたっては、所定の様式に学校名、学部名及び学科名等（コース、課程等を含む）、申請するコースを詳細に記載すること。
- (3) アスレティックトレーナーコースの申請にあたっては、「共通科目Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲコース」についても併せて申請しなければならない。
- (4) 申請書の提出後、指導者育成委員会アスレティックトレーナー部会の部会員の「指導状況調査」を受けなければならない。なお、「指導状況調査」については、承認後も一定期間の内に行うものとする。

### 3. 承認に関する事項

- (1) 免除適応コースの承認については、申請書を提出後、本会アスレティックトレーナー部会の審議を経て、指導者育成委員会が承認する。
- (2) 申請内容に変更が生じた場合には、申請校から本会へ届出をし、日本スポーツ協会指導者育成委員会の承認を得なければならない。
- (3) 継続申請校がアスレティックトレーナー養成に関わるコース（学部・学科等）を新設すること及び既存コースの定員を増やすことはできない。

### 4. アスレティックトレーナー専任教員に関する事項

- (1) 免除適応コース承認校においては、専任の公認アスレティックトレーナー「アスレティックトレーナー専任教員」を置かなければならない。
- (2) アスレティックトレーナー専任教員は下記の者であって専ら大学や専門学校等の免除適応コースの管理の任にあたる者とする。
- (3) アスレティックトレーナー専任教員は、他の専任（常勤）の職を有しない者とするが、大学等の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものとする。
  - ①アスレティックトレーナー専任教員の内、少なくとも一人は公認アスレティックトレーナーとして認定・登録後4年を経過し、現に資格を有している者で、スポーツ現場における実務経験が3年以上の者とする。（専任：主）

- ②その他のアスレティックトレーナー専任教員は、公認アスレティックトレーナー資格取得後、スポーツ現場における実務経験が2年以上の者とすることができる。(専任：副)
  - ③上記①②の者であっても、本会が開催する専任教員講習会を修了していなければならない。但し、平成17年度までの専任教員についてはこの限りではない。
  - ④本会が開催するアスレティックトレーナー専任教員ミーティングに、毎年各校から必ず1名は参加しなければならない。なお、各校のアスレティックトレーナー専任教員は2年に1回は参加することが望ましい。
  - ⑤アスレティックトレーナー専任教員がアスレティックトレーナー資格を更新しなかった場合、その者は専任教員としての資格を喪失する。
  - ⑥上記⑤の者がアスレティックトレーナー専任教員の資格を再び得るためには、アスレティックトレーナー資格を有し、上記③の専任教員講習会を修了しなければならない。
- (4) アスレティックトレーナー専任教員は、本会へ個票(経歴等含む)を提出し、本会アスレティックトレーナー部会にて承認を受けること。但し、アスレティックトレーナーコースを継続して申請し、アスレティックトレーナー専任教員も継続する場合はこの限りではない。なお、アスレティックトレーナー専任教員が継続の場合においても個票(経歴等含)は提出することとする。
  - (5) 免除適応コース承認校は、アスレティックトレーナー専任教員について、アスレティックトレーナーコース対象学生が一学年60人以内の場合は1人以上、61人以上の場合は、その超える数が40人を増すごとに1人を加えた数を配置しなければならない。

## 5. 教育に関する事項

- (1) 公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムを教授するのに適当と認められる者とは、別表の講師基準を満たす者であって、教育内容に関し相応の知識及び経験を有する者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者(各当該専門科目の分野に関し教育経験を有する大学の専任講師以上の者)を指し、本会アスレティックトレーナー部会が認める者とする。
- (2) 一専任教員の一週間当たりの授業時間は、15時間を標準とする(90分で週7コマ)。

## 6. 授業に関する事項

- (1) 教育の内容は、別表の公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムの通りであること。また、講習科目1から10の順に学ぶことが望ましい。
- (2) 教育の時間数は、現場実習を除く600時間以上とする。  
但し、授業時数を単位に換算する場合の計算方法は、学校教育法、大学設置基準及び専修学校設置基準等によるものとする。

## 7. 現場実習に関する事項

- (1) 免除適応コース承認校は、学生に対して現場実習の機会を確保し、知識・技術の向上を図るため、現場実習教育を行えるよう努めること。
- (2) 現場実習については、公認アスレティックトレーナー養成講習会専門科目カリキュラムに基づき行うこと。
  - ①現場実習時間は、180時間（実時間数）以上とすること。
    - 1) 見学実習：30時間、 2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習：30時間、 3) スポーツ現場実習：30時間、 4) アスレティックリハビリテーション実習：30時間、 5) 総合実習：60時間
  - ②クリニック等の医療機関等で行うことができる現場実習については、実習時間の内「3)スポーツ現場実習、5)総合実習」を除く90時間以内とすること。
  - ③申請できる一日の実習時間及び一週あたりの日数は、一日3時間以内、週5日間までとすること。
  - ④合宿や遠征等長期にわたる現場実習については、一日6時間以内で連続して最長5日間までとし、年間2回までを原則とすること。
  - ⑤免除適応コース承認校として認定を受けた教育機関の同一キャンパス内施設での複数運動部活動における現場実習については、現場実習計画書に記載された公認アスレティックトレーナーが実際に当該実習生（学生）を指導することを条件として、現場実習時間として認める。但し、指導できる実習生（学生）数の総数、1日当たりの実習時間については上記の通りとする。
  - ⑥異なるキャンパス及び学外における現場実習に関しては上記⑤は適用しない。
  - ⑦公認アスレティックトレーナーが帯同しない合宿、試合は現場実習として認めない。
  - ⑧現場実習を行うにあたっては、毎年当該年度分の「現場実習計画書」を6月末迄に本会へ提出し、3月末までに「現場実習報告書」を本会へ提出すること。
- (3) 現場実習の指導が行える者等について
  - ①現場実習の指導が行える者は、別表の講師基準を満たす者であること。
  - ②同年度において一人の公認アスレティックトレーナーが指導できる実習生(学生)の総数は次の通りとする。但し、「1)見学実習」についてはこの限りでない。
    - ・専任教員（専任：主）：36名以内
    - ・専任教員（専任：副）：24名以内
    - ・上記以外の公認アスレティックトレーナー：12名以内（但し、アスレティックトレーナーマスターについては24名以内とする）
    - ・公認スポーツドクター：24名以内
  - ③実習生を指導する場合は、必ず「現場実習報告書（個人用）」に必要事項を記入し署名、捺印をしなければならない。
  - ④現場実習を受け入れる者は、毎年6月末までに「現場実習受入計画書」を、各学校を通じて本会に提出すること。
- (4) 現場実習の期間等  
現場実習は、適応コース承認校に入学した年度から有効とする。ただし、1) 見学実習の後、2) 検査・測定と評価実習、アスレティックリハビリテーションプログラム作成実習、3) スポーツ現場実習、4) アスレティックリハビリテ

ーション実習を行った上で、5) 総合実習を行うことが望ましい。また、現場実習は年間授業計画の進行状況に応じて行うことが望ましい。

(5) 個人情報の保護について

現場実習に参加する実習生（学生）は、現場実習で知り得た情報を漏洩することの無いよう、現場実習先と守秘義務を結ぶことを原則とする。また、現場実習の指導にあたる者も、実習生（学生）に関する情報を漏洩することの無いよう守秘義務を結ぶことを原則とし、個人情報保護法を遵守すること。

(6) 検定試験について

本会が実施する公認アスレティックトレーナー専門科目検定試験のうち、実技試験を受験する場合は、必要事項が記載された「現場実習報告書（個人用）」を検定試験願書に添付しなければ受験資格を得ることができない。

(7) その他

免除適応コース承認校において、在学生の内、現場実習を2年の間1人も履修する者がいない場合には、その後の免除適応コースの承認を取り消すことがある。

## 8. 施設及び設備等に関する事項

アスレティックトレーナーコースを申請しようとする学校は、公認アスレティックトレーナーの教育に必要な次の施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

- (1) 公認アスレティックトレーナーの教育に必要な教室・実技実習室等の施設
- (2) 公認アスレティックトレーナーの教育に必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他必要な備品

## 9. 附則

- (1) この基準は、本会指導者育成委員会アスレティックトレーナー部会の決定により変更することができる。
- (2) 平成23年2月16日改定、平成24年4月1日施行
- (3) 平成23年4月1日改定
- (4) 平成25年5月21日改定、平成26年4月1日施行
- (5) 平成26年10月28日改定
- (6) 平成29年6月8日改定
- (7) 平成30年4月1日改定